

宇城広域連合消防本部・北消防署新庁舎建設
基本設計・実施設計業務委託
公募型プロポーザル評価要領

令和元年6月

宇城広域連合

目 次

1	目的	1
2	審査の流れ	1
3	一次審査の評価方法	1
4	二次審査の評価方法	5
5	最優秀提案者、次点者の選定	7

1 目的

本要領は、宇城広域連合消防本部・北消防署新庁舎建設基本設計・実施設計業務委託公募型プロポーザルにおける最優秀提案者、次点者の選考について必要な事項を定めるものとする。

2 審査の流れ

- (1) 宇城広域連合消防本部・北消防署新庁舎建設基本設計・実施設計業務プロポーザル評価委員会（以下、「評価委員会」という。）は、本要領に基づいて一次審査及び二次審査を行う。
- (2) 一次審査においては、各応募者の業務実績等について、事務局（消防本部総務課）が評価基準により採点を行い、評価委員会が一次評価点の審査を行い上位3者程度を一次審査通過者として選定する。
- (3) 二次審査においては、一次審査通過者から提出された技術提案書等に基づき、評価委員会がプレゼンテーション及びヒアリングを経て採点を行い、二次評価点とする。
- (4) 一次審査と二次審査の評価点の合計を総合評価点とし、総合評価点が一位の者を「最優秀提案者」、二位の者を「次点者」として評価委員会が選定する。
- (5) 評価委員会は、最優秀提案者及び次点者の選定結果を宇城広域連合長に報告する。

3 一次審査の評価方法

提出された一次審査提出書類に基づき、次の評価項目を事務局が採点する。

区分	評価項目		配点	評価点	
(1) 事務所の能力	ア 業務実績	企業の過去の同種業務及び類似業務の実績	10.0	20.0	
	イ 耐震構造建造物の設計実績	企業の過去の同種業務及び類似業務の実績	5.0		
	ウ 技術職員の資格取得状況	企業の換算有資格数	5.0		
(2) 配置技術者の技術力	同種・類似業務の実績及び携わった立場・受賞歴	管理技術者	12.0	63.0	
		主任担当技術者	建築総合		12.0
			構造		12.0
			電気設備		9.0
			機械設備		9.0
コスト	9.0				
(3) 配置技術者の専任性	手持ち業務の状況	管理技術者	5.0	17.0	
		主任担当技術者	建築総合		3.0
			構造		3.0
			電気設備		2.0
			機械設備		2.0
コスト	2.0				
一次審査 評価点 計				100.0	

(1) 事務所の能力【配点 20 点】

ア 業務実績 (配点 10 点)

様式第 5 号「業務実績書」の 1 企業の実績において、アに記載された業務実績に基づき、「業務実績に係る同種業務と類似業務^{※1}」の種別に応じた実績（実績の有無及び件数）について評価を行う。

平成 16 年 4 月 1 日以降に履行完了した設計業務実績各 5 件について、1 件あたり基礎配点を 2 点とし、業務実績 1 件あたりに下記の種別係数を乗じて得た点数（小数第 2 位を四捨五入し小数第 1 位までとする）の合計点数にて評価する。

業務実績種別	種別係数
同種業務	1.0
類似業務	0.5

※1 業務実績に係る同種業務と類似業務

・同種業務

同種業務は、国、地方公共団体又は地方公共団体の組合（以下、「国等」という。）が発注した延床面積 1,000 m²以上の平成 21 年国土交通省告示第 15 号別添二に掲げる建築物の類型第十二号の第 2 類中「警察署、消防署」の新築及び改築設計（複合用途施設の場合は、当該部分用途の面積が 1,000 m²以上であるものに限る。増築の場合は、増築部分の当該用途の面積が 1,000 m²以上であるものに限る。ただし、延床面積が 1,000 m²未満の場合は類似業務とする。）とする。

・類似業務

類似業務は、国等が発注した延床面積 1,000 m²以上の平成 21 年国土交通省告示第 15 号別添二に掲げる建築物の類型が第一号から第六号、第八号から第十二号までの第 2 類（警察署、消防署を除く）の新築及び改築設計（複合用途施設の場合は、当該部分用途の面積が 1,000 m²以上であるものに限る。増築の場合は、増築部分の当該用途の面積が 1,000 m²以上であるものに限る。）とする。

イ 耐震構造建造物の設計実績 (配点 5 点)

様式第 5 号「業務実績書」の 1、イに記載された耐震構造建造物の設計実績に基づき、「耐震構造建造物の設計実績に係る同種業務と類似業務^{※2}」の種別に応じた実績（実績の有無）について評価を行う。

平成 16 年 4 月 1 日以降に履行完了した設計業務実績について、基礎配点を 5 点とし、業務実績 1 件に下記の種別係数を乗じて得た点数（小数第 2 位を四捨五入し、小数第 1 位までとする）を評価する。

耐震設計実績種別	種別係数
同種業務	1.0
類似業務	0.5

※2 耐震構造建造物の設計実績に係る同種業務と類似業務

・同種業務

同種業務は、国等が発注した延床面積 1,000 m²以上の公の施設で、熊本県公共施設整備ガイドライン（以下、「ガイドライン」という。）に示される耐震安全性の分類が、「① 構造体（Ⅰ類）、② 建築非構造部材（A類）、③ 建築設備（甲類）」の新築及び改築設計とする。

・類似業務

類似業務は、国等が発注した延床面積 1,000 m²以上の公の施設で、ガイドラインに示される耐震安全性の分類が、「① 構造体（Ⅱ類）、② 建築物非構造部材（A類）、③ 建築設備（甲・乙類）」の新築及び改築設計とする。

ウ 技術職員の資格取得状況（配点 5 点）

様式第 5 号「業務実績書」の 1、ウに記載された企業の換算有資格者数に基づき、下記の換算有資格者数区分に応じて評価を行う。

換算有資格者数区分	評価点
30 人以上	5.0
20 人以上 30 人未満	4.0
10 人以上 20 人未満	3.0
5 人以上 10 人未満	2.0
5 人未満	1.0

※ 企業の「換算有資格者数（人）」

= Σ （下表における各分野の技術者数×下表の換算係数）

（複数の資格を有する者は、いずれか一つの有識者として計上すること。）

分野	評価する資格	換算係数
建築	一級建築士	1.0
	二級建築士	0.4
構造	構造一級建築士・一級建築士	1.0
	二級建築士	0.4
電気設備	設備設計一級建築士・建築設備士・技術士	1.0
	一般電気工事施工管理技士	0.4
機械設備	設備設計一級建築士・建築設備士・技術士	1.0
	一般管工事施工管理技士	0.4
コスト	建築コスト管理士・建築積算士	1.0
	建築積算士補	0.4

(2) 配置技術者の技術力【配点 63 点】

様式第 5 号「業務実績書」の 2 配置技術者の経歴において、アからカの配置技術者の区分ごとに、業務実績及び耐震構造建築物の設計実績（実績の件数、種別、携わった立場、受賞歴）について評価を行う。

実績 1 件あたりの基礎配点を 3 点とし、業務実績 1 件又は耐震構造建築物の設計実績 1 件に対し、下記の種別係数に受賞歴^{*3}がある場合は受賞歴係数を加算した係数を乗じ

て得た点数（小数第2位を四捨五入し小数第1位までとする）に携わった立場の区分^{※4}に応じた補正係数を乗じて得た点数（小数第2位を四捨五入し小数第1位までとする）の合計点数を評価する。

業務実績種別又は耐震設計実績種別	種別係数
同種業務	0.9
類似業務	0.4

業務実績種別又は耐震設計実績種別	受賞歴係数
同種業務	0.1
類似業務	0.1

携わった立場の区分	補正係数
管理技術者	1.0
主任技術者	0.8
担当技術者	0.6

※3 受賞歴

日本建築学会（学会賞、作品奨励賞）、日本建築家協会（日本建築大賞、建築家協会賞、JIA 新人賞、協会選 100 選）、公共建築協会（公共建築賞、特別賞、優秀賞）、日本建設業連合会（BCS 賞）の受賞に限る。

※4 携わった立場の区分

① 管理技術者

業務の管理及び統括等を行なう者をいい、これに準ずる立場の者を含む。

② 主任担当技術者

管理技術者の下で各分担業務分野における担当技術者を総括する役割を担う者をいい、これに準ずる立場の者を含む。

③ 担当技術者

①、②に示す「管理技術者」「主任担当技術者」以外の技術者。

(3) 配置技術者の専任性【配点 17 点】

業務実績書の 2、アからカに記載された各技術者の手持業務の状況について、各技術者の配点に対し、令和元年 7 月現在における手持業務と本業務との履行重複期間を勘案し、下記の業務重複換算指数を乗じて評価を行う。

手持業務の状況	専任換算指数
履行期間に相当の業務重複期間があり業務履行に支障が生じる可能性が大いにある。	0.4
履行期間に業務重複期間はあるものの業務履行に支障が生じる可能性は小さい。	0.8
履行期間に業務重複期間がなく業務履行の支障が生じる可能性が全くない。	1.0

4 二次審査の評価方法

一次通過者から提出された二次審査に係る技術提案書及びプレゼンテーション・ヒアリングについて、次の評価基準に基づき、評価委員会が各評価項目を評価する。

区分	評価項目	配点	評価点
1 業務実施方針	ア 防災拠点等となる建築物に係る機能継続ガイドライン（平成30年5月国土交通省住宅局）や基本計画の内容を踏まえ、各課題に対する基本的な考え方、設計上、特に配慮する事項についての総合的な提案	20.0	50.0
	イ 業務の取組体制、設計チームの特徴についての提案	15.0	
	ウ 設計工程を含む事業全体のスケジュールやコストプランニング等についての提案	15.0	
2 個別提案テーマ			
(1) 災害活動拠点として災害に強く持続可能な庁舎	ア 災害発生時において、指揮拠点となる活動拠点室の配置計画及び迅速かつ機動的な消防機能を発揮できる動線を踏まえた提案	30.0	50.0
	イ 災害活動拠点として機能するために必要な構造や設備など建物性能に関する提案	20.0	
(2) 訓練活動拠点としてあらゆる災害に対応できる訓練が可能な庁舎	ア 多種多様（火災防ぎよ・救助技術・救急・総合・その他）な訓練に対応するための訓練施設に関する提案	40.0	40.0
(3) 住民への啓発拠点として火災予防や救急講習、体験型の消火や避難訓練ができる庁舎	ア 研修会や各種講習会を柔軟かつ効率的に行うことができる施設機能に関する提案	15.0	30.0
	イ 防災知識の向上を目的とした体験型訓練施設及び消防用設備等の取扱いを普及啓発できる啓発施設に関する提案	15.0	

	(4) 人と環境にやさしい庁舎	ア ユニバーサルデザインに基づいた提案	10.0	20.0
		イ 省エネルギーと経済的合理性に関する提案	10.0	
3	基本設計・実施設計業務コスト	ア 基本設計及び実施設計業務委託料を区分した参考見積書の合計金額（税込）	10.0	10.0
二次審査 評価点 計				200.0

(1) 評価委員の評価値

評価委員は、提案された技術提案書（「1 業務実施方針」、「2 個別提案」）を審査し、プレゼンテーションを受けヒアリングを行った後、各評価項目について、計画性、妥当性、的確性、信頼性等を総合的に判断し、次表の評価値に基づいて採点する。

評価	極めて悪い	←	普通	→	極めて良い
評価値	0	1～4	5	6～9	10

※ 評価値は整数とする。

(2) 評価方法

ア 提案された技術提案書（「1 業務実施方針」、「2 テーマ別提案書」）の評価項目を次の式によりそれぞれ算出し評価する。

$$\text{各評価項目の評価点}^{*4} = \text{各評価項目の配点} \times \text{評価委員の平均評価値}^{*5} \div 10$$

※⁴ 各評価項目の評価点は、小数第2位を四捨五入し小数第1位までとする。

※⁵ 評価委員の平均評価値は、各評価委員のうち最も高い評価値と最も低い評価値を付けた者の評価値をそれぞれ除き、その他の評価委員の評価値の合計をその他の評価委員数で除した平均値（小数第2位を四捨五入し、小数第1位までとする。）とする。

イ 提案された参考見積額（「3 基本設計・実施設計業務コスト」）を次の式により算出し評価する。

$$\begin{aligned} & \text{基本設計・実施設計業務コストの評価点}^{*6} \\ & = \text{基本設計・実施設計業務コストの配点} \\ & \quad \times [1 - \{ (\text{見積価格} - \text{最低制限価格}) \div (\text{予定価格} - \text{最低制限価格}) \}^{*7}] \end{aligned}$$

※⁶ 基本設計・実施設計業務コストの評価点は、小数第2位を四捨五入し小数第1位までとする。

なお、適正価格での契約と契約内容に適合した履行の確保による品質確保を図るため、本業務については最低制限価格制度を準用し予定価格に対して80%を乗じて得た額を最低制限価格として設けている。

よって、基本設計及び実施設計業務委託料を区分した参考見積書の合計金額が最低制限価格を下回る場合は、配点に0.00を乗じて得た評価点とするので特に留意すること。また予定価格を超える場合も同様とする。

※⁷ 小数第3位を四捨五入し小数第2位までとする。

ウ 上記のア及びイに係る評価点を合算したものを二次評価点とする。

(3) 総合評価点の算出

評価委員会は、一次評価点と二次評価点の合計を総合評価点とする。

5 最優秀提案者、次点者の選定

二次審査の結果、総合評価点の最も高いものを最優秀提案者、第二位の者を次点者とする。

なお、最も高い総合評価点と同点であった場合は、二次評価点が高いものを最優秀提案者とする。二次評価点も同点である場合は、当該入札事務に関係のない連合職員がくじを引き、順位を決定する。

以 上